

綾瀬市学校保健会補助金交付要綱

この要綱は、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年規則第15号、以下「規則」という。）に規定するもののほかは、この要綱に定めるものとする。

（目的）

第1条 学校保健会の経費について、市がその一部を補助することとし保健、安全に関する指導管理の充実を図ることを目的とする。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助の対象は、学校保健会の事業を実施するのに要する経費とする。

2 補助額は、市学校保健会に対して予算の定める額、又は、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（申請書の提出期日等）

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請書（第1号様式）の提出は、別途通知する期日までとする。

（申請の取下げ）

第4条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、交付の決定を受けた日から15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第5条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出期日は事業完了の日から30日を経過した日、又は、翌年度の4月30日のいずれかの早い期日とする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。